

令和8年度当初予算

園芸産地高温対策事業のご案内

○近年の高温環境による、施設園芸品目の収量及び品質低下を防ぐため、令和8年度に**ハウスの高温対策資材の導入**を、集中的に支援します。

事業実施主体 	施設園芸農家 認定農業者 認定新規就農者 農業法人 農業者の組織する団体（ただし、受益農家戸数が3戸以上に限る）
対象品目 	園芸品目（施設野菜、施設花き） 高温環境で育苗する露地野菜（野菜、花き）の育苗ハウスも対象
対象経費 ①と②の 取組は必須   	①換気 外気導入器、肩換気装置、妻面換気装置 等 ※サイド換気は対象外
	②遮光・遮熱 遮光ネット、遮熱ネット、遮熱フィルム 等 ※塗布剤は対象外
	③冷却 ヒートポンプ、細霧冷房、エアコン夜冷装置 等
主な補助要件 	・ 必ず複数の高温対策技術に取り組むこと ※①換気と②遮光・遮熱は必須とする ※既存の資材や装置も対策技術に取り組んでいるとみなす ・ 強靱化ハウス（風速36m/sに耐えうるハウス）又は施設園芸共済、民間保険等に参加していること ・ 成果目標として、現状より向上かつ県が定める収量目標を概ね達成すること ・ 導入施設で対象となる園芸品目を耕作していること
補助率 	1／3以内（最大200万円 1経営体当たり） ※団体申請の場合も各戸の補助上限は200万円とし、合算して申請する

○事業のスケジュール見込み

3月25日～4月10日	要望調査期間（事業実施主体→県）
4月下旬	事業計画申請の通知
4月下旬以降	事業計画承認申請
5月下旬以降	事業採択（交付決定）見込み、事業着手
6月以降～2月中旬	実績報告提出（契約先への支払後）
3月	補助金受領（県→事業実施主体）

よくあるお問合せ

Q. ①換気と②遮光・遮熱に取り組まないと補助対象とならないのか。

A. はい。同一施設で、取り組むことが事業要件となります。

Q. 既存の装置でも対策に取り組んでいるとみなすのか。

A. はい。例えば、既に遮光ネットは所有している場合には、換気資材の購入費のみを補助対象として申請することができます。

Q. 露地野菜も対象となるのか。

A. 高温時期に育苗する露地野菜の育苗ハウスも対象とします。ただし、トンネル資材やべたがけ資材は対象外です。

Q. 個人でも申請できるのか。

A. はい。認定農業者又は認定新規就農者であれば、申請できます。該当しない場合は、団体での申請を検討ください。

Q. 設置に係る費用も対象となるのか。

A. はい。導入装置の設置に直接係る費用は対象とします。ただし、汎用性の高い電源引き込み工事や井戸の掘削等は対象外です。

Q. どのような資材が対象となるのか。

A. 高温対策に資する資材が対象となります。保温や暖房に係る資材は対象外です。ただし、遮光・遮熱の塗布剤は消耗品であるため、対象外とします。対象とする資材一覧については、一覧表として整理しており、一覧表にない資材についても対象となる可能性がありますので、下記問合せ先へご相談ください。

Q. 成果目標はあるのか。

A. はい。事業の取組によって、3年後までに、現状から単収もしくは品質を向上させ、県が定める単収を概ね達成することが要件となります。そのため、根拠書類として、直近3年程度の単収又は品質が分かる書類を提出いただく予定です。

Q. 要望調査を経ないと事業計画申請はできないのか。

A. はい。まずは、要望調査で書類を提出いただき、事前に内容を審査する必要があります。

Q. 今年の夏に間に合わない可能性があるが、問題ないか。

A. はい。導入施設の栽培状況や納期の問題で、今年の夏までに導入が難しい場合は、今年度導入し、次年度以降に効果を検証することも可能です。ただし、令和9年1月までに、資材購入の支払いを完了していただく必要があります。

その他、気になる点についてはお問い合わせください。

★ 事業要望の際は、まずは下記までお問合せください

<問合せ先>

県庁 農業技術課 有機農業・気候変動対策推進室 TEL : 029-301-3931

各農林事務所 農業振興課

(県北) TEL : 0294-80-3303

(県央) TEL : 029-221-3034

(鹿行) TEL : 0291-33-4117

(県南) TEL : 029-822-7086

(県西) TEL : 0296-24-9174

<書類の提出先>

事業実施主体の所在する市町村